

障害基礎年金の障害認定の地域差に関する調査概要

I 調査の趣旨

障害基礎年金の請求があった場合（障害厚生年金の請求を伴う場合を除く。）の審査・決定事務については、日本年金機構の都道府県ごとの事務センターにおいて実施しているところである。このたび、都道府県ごとの障害基礎年金の不支給割合（障害基礎年金について新規に申請を受けて決定を行った事例のうち、事務センターにおいて不支給と決定された件数の割合を、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年分で算出したもの。以下同じ。）に地域差があることから、障害基礎年金の障害認定事務における実態等を把握した上で、その発生原因を明らかにするための調査を実施した。

II 調査事項

- (1) 障害の種別ごとに等級非該当の割合に差異があるか。
- (2) 診断書に記載されている内容が概ね同じような状態像であっても認定結果に差異があるか。（主な問題意識は次の 2 点）
 - ① 精神障害・知的障害における日常生活能力の評価
 - ② 精神障害・知的障害における就労状況の評価
- (3) 初診日の判定に差異があるか。
- (4) 近年厳しくなっている傾向があるか。

III 調査期間

平成 26 年 9 月～12 月

IV 不支給割合にかかる調査内容

都道府県ごとの障害基礎年金の不支給割合を比較した。

V 障害認定事務にかかる調査内容

1. 調査数

平成 22 年度及び平成 24 年度に都道府県の事務センターで決定を行った障害基礎年金のサンプル事例 11,968 件を対象とした。

抽出に当たっては、調査数の目安を各県 150 件（各年度 75 件）と設定した。ただし、不支給割合が低い 10 県及び高い 10 県については、調査数の目安を 2 倍に設定した。また、その他の都道府県で規模が大きいものは、調査数の目安を 200 件（各年度 100 件）と設定した。

2. 対象期間

平成 23 年 1 月～3 月（平成 22 年度）及び平成 25 年 1 月～3 月（平成 24 年度）に決定した事例から抽出した。

3. 調査方法

（1）定量的調査

抽出した事例について、次の①～④にかかる都道府県ごとの等級非該当割合^(注)及び都道府県ごとの初診日不明による却下割合を算出した。

- ① 障害の種別ごと
- ② 精神障害・知的障害にかかる日常生活能力の程度別
- ③ 精神障害・知的障害にかかる日常生活能力の判定別
- ④ 精神障害・知的障害にかかる就労の有無

（注）決定を行った事例のうち、障害の程度が 2 級に達せず不支給となる件数の割合をいう。

（2）ヒアリング

① 実施対象

不支給割合が低い 10 県及び高い 10 県から 5 県ずつを選び、精神の障害を担当している障害認定医及び事務センター担当者に対してヒアリングを実施した。

- ヒアリング実施対象（不支給割合が低いもの）
新潟、長野、徳島、岩手、神奈川
- ヒアリング実施対象（不支給割合が高いもの）
大分、茨城、佐賀、兵庫、広島

② ヒアリング事項

- 診断書における日常生活能力の評価について 2 級該当の目安はあるか。
- 認定する際に重視する診断書の記載事項があるか。
- 診断書以外に参考としている提出書類があるか。
- 就労していた場合、どのような点を重視して判定しているか。